

UAゼンセン加盟組合の皆さまへ

2022年募集版

2021年12月18日以降申込分

2022年3月1日加入日 から使用

★毎月加入できます★



死亡見舞金制度の上乗せ保障として

グループ 生命共済

グループ生命共済は 制度改定でより魅力的な共済に！



契約期間

3月1日から翌年2月末までの1年契約(以後毎年3月1日に自動更新をします。)

申込方法

各労働組合で加入コースを選択し、共済事業局に申し込みます。

特長
1

死亡原因問わず24時間保障!

死亡原因に関係なく共済金が支払われるので、組合の死亡見舞金制度としてきわめて有効!
※共済金をお支払いできない場合(免責)もあります。

特長
2

組合員名簿不要!

改定 名簿不要(元無記名式)に一律化

加入時に組合員名簿の提出は不要で手続きが簡単!
加入後も組合員名簿の提出は不要で日々の事務負担(加入脱退管理等)もきわめて少ない!

特長
3

診査も告知も不要!

健康状態に関わらず加入資格のある組合員全員の加入が可能!(例えば入院中の方もOK)

特長
4

無料で配偶者保障セット!

全てのコースともに掛金は無料で組合員加入に配偶者がセット!

※共済金は組合員の1/5

1 保障内容・月額掛金

組合員およびその配偶者が死亡した場合、共済金が支給されます。

契約者	被共済者	受取人
組合	組合員・組合員の配偶者	組合員・組合員のご遺族

① 組合員が死亡したとき

共済金 30万円～200万円

② 配偶者が死亡したとき

共済金 6万円～40万円
組合員の共済金の5分の1

加入コース〔保障額と月額掛金〕

加入コース		G-3	G-5	G-10	G-15	G-20
保障額	組合員	30万円	50万円	100万円	150万円	200万円
	配偶者	(6万円)	(10万円)	(20万円)	(30万円)	(40万円)
1名あたりの月額掛金		39円	65円	130円	195円	260円

(注) 組合員の加入に配偶者(組合員の共済金の1/5)もセットされています。(UAゼンセン共済独自の給付)

2 新規加入

1. 加入の取扱い(全員一律加入)

- ① 労働組合で加入コースを選択し、加入資格のある組合員全員が加入となります。
- ② 健康状態に関わらず(診査も告知も不要)、加入資格のある組合員全員と配偶者が加入できます。
- ③ 毎月、新規加入することができます。

2. 加入資格

加入日(保障開始日)および更新日時時点で、満69歳以下のUAゼンセン加盟組合の組合員とその組合員の満69歳以下の配偶者。ただし、組合員が加入していることが配偶者加入の条件となります。

組合員(従業員)の死亡に対する「見舞金制度」は、既に各労働組合、企業内共済会、福社会等で数多く採用されています。私たちも現在「UAゼンセン見舞金制度」を運営していますが、給付額は組合員20万円、配偶者5万円と非常に少額です。そこで、組合同士の相互扶助制度として、自家100%運営で“加入しやすく”しかも“掛金が低廉”な「グループ生命共済」をご案内いたします。

各組合におかれましては、「見舞金制度」の上乗せとしてご検討いただきますようお願いいたします。

特長
5

低廉な掛金! 改定 低廉な掛金(元記名式)に一律化

組合員の性別・年齢・配偶者有無による掛金の変動もなく、かつ、**掛金が低廉!**
※割戻金・返戻金はありません。

特長
6

予算の平準化!

自家で見舞金制度の上乗せをされている場合、**予算の平準化が可能!**
予算の平準化により**他費用への予算割が可能!**

特長
7

新規加入、追加加入とも毎月可!

※毎月1日加入

3. 加入方法

組合で「グループ生命共済加入申込書兼口座振替依頼書」(以下、加入申込書という。)に必要事項を記入のうえ、直近の「予算書記載の組織人員の(写)」を必ず添えてUAゼンセン共済事業局に提出してください。

- 加入申込書(加入区分欄の「新規加入」に、要○印)の受付締切日:毎月20日(土・日・祝日の場合は前業務日) UAゼンセン共済事業局必着です。

■必要事項

1 加入区分	5 加入コース
2 組合コード、住所、組合名、公印	6 加入総人員数および有配偶者数
3 組合長・執行委員長名、担当者名(役職名)	7 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
4 加入年月日	添付書類 直近の「予算書記載の組織人員の(写)」

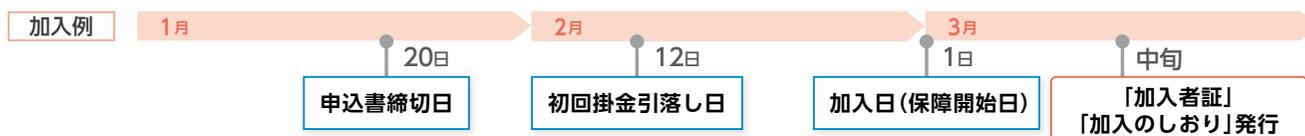
4. 加入者証と加入のしおり

加入された組合には初回掛金引落し確認後、加入の証として「加入者証」と「加入のしおり」を発行します。(引落日の翌月中旬に組合あて発送します。)

3 加入日(保障開始日)

加入日(保障開始日)は初回掛金引落日の翌月1日となります。

ご加入までのスケジュール(毎月加入できます。)



4 掛金の引落とし

- ①掛金をご指定の組合口座より、毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に引落しいたします。
- ②掛金が引落としされなかった場合は、翌月に2カ月分まとめて掛金を引落しいたします。
- ③掛金が3カ月連続して引落しできなかった場合は、最初の引落しができなかった月の末日付で失効となり、自動脱退となります。(自動脱退後、再加入の手続きをした場合は、再加入日から新規扱いとなります。)

5 更新

1年更新の共済制度です。特にお申し出がない限り、毎年3月1日付で自動更新されます。
ただし、**毎年更新時に直近の「予算書記載の組織人員数の(写)」と「グループ生命共済加入者数異動届」を必ず提出してください。**

●提出締切日：毎年1月20日(土・日・祝日の場合は前業務日)UAゼンセン共済事業局必着です。

6 追加加入・中途脱退

- ① 加入組合員が追加加入・中途脱退をする場合は、必ず当月20日(土・日・祝日の場合は前業務日)までに所定の「加入者数異動届」をUAゼンセン共済事業局に提出してください。
追加加入は翌々月1日付け、中途脱退は翌月末日付けとなります。なお、「加入者数異動届」には追加加入・中途脱退後の加入総人員数および有配偶者数をご記入ください。
- ② 組合員、その配偶者とも3月1日時点で満69歳に達した後の最初に到来する2月末日をもって脱退となります。組合員が脱退した場合は、配偶者も同時に脱退となります。
- ③ 上記脱退に際しての返戻金はありません。

7 加入コースの変更

毎年1回、3月1日(更新日)に取扱います。

●加入申込書(加入区分欄の「契約内容変更」に、要○印。加入コース欄で新たなコースを選択)の受付締切日：毎年1月20日(土・日・祝日の場合は前業務日)UAゼンセン共済事業局必着です。

8 共済金請求 (詳細は「加入のしおり」をご参照ください。)

① 共済金請求について

- ① 共済金受取人は支払事由を知ったときから60日以内に必要書類をととのえ、共済金を請求してください。(組合員であったことの確認のため、必ず「直近の給与明細書の(写)」を添付してください。)
- ② 共済金受取人が支払い事由の発生を知ったときから、請求手続きを3年以上怠った場合、共済金の請求権は消滅します。

② 共済金受取人について

加入者が死亡した場合、死亡共済金の受取人は、労働基準法施行規則42条及び43条に準じた次の順位、順序となります。

① 配偶者 ② 子供 ③ 養父母 ④ 実父母 ⑤ 孫 ⑥ 祖父母

⑦ 兄弟姉妹

③ 共済金をお支払いできない場合(免責)

加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、犯罪行為を起因として死亡したとき。

■ 契約が無効となる場合

- ① 加入者が加入日(保障開始日)、更新日に既に死亡していたときや、加入資格の範囲外であったとき。
- ② 加入者が加入日(保障開始日)、更新日に組合員でなかったとき。

Q&A

1. 加入に関して

Q1 所属組合員が個人で加入することはできますか？

A1 グループ生命共済制度は労働組合ごとの加入であり、個人での加入はできません。個人で加入をご希望の方は「生命共済」にご加入ください。

Q2 組合員の一部が加入しなくても、契約できますか？

A2 契約できません。加入資格のある組合員全員の加入が必要です。

2. 共済金の給付に関して

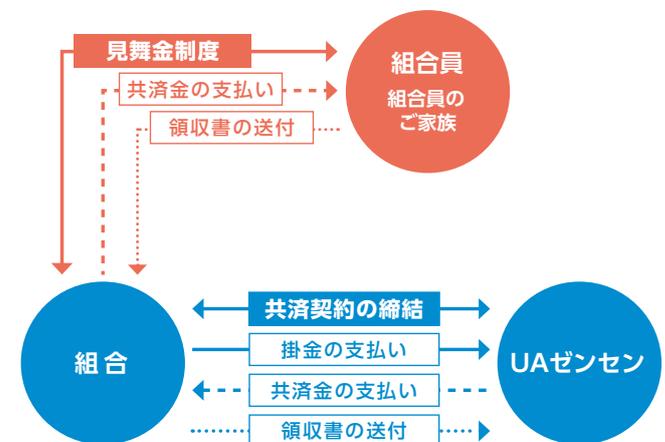
Q1 共済金の支払はどのようになるのでしょうか？

A1 請求に基づき、共済事業局から申請組合の登録口座に送金されますので、組合より共済金受取人に共済金をお支払いください。

Q2 共済金はどのような場合、支払われますか？

A2 組合員およびその配偶者が死亡された場合、共済金が支払われます。(業務上・業務外問わず24時間保障。加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、犯罪行為を起因とする死亡以外はすべて支払の対象となります。)

グループ生命共済の概要



UAゼンセン 共済事業局

グループ生命共済

URL uazensenkyosai.jp E-mail kyosai@uazensen.jp

〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16 / 受付時間：平日10:00～16:00

☎ 0120-229-075

共済フリーダイヤル

TEL 03-3288-3533

共済事業局

FAX 03-3288-3708

共済直通

記入例

加入区分は必ず
○印をご記入
ください。

グループ生命共済 加入申込書 兼 口座振替依頼書

UAゼンセン福祉共済互助会 御中
下記の内容が事実と相違ないことを確認し申し込みます。

加入区分 新規加入 追加加入 中途脱退 契約内容変更

組合コード **1 2 3 4 5 6 7 8 9 0** 部門名 **製造産業部門**

郵便番号 **1 0 2 - 8 2 7 3** 記入日 **2022** 年 **1** 月 **15** 日

住 漢字 **東京都千代田区九段南4-8-1**

お申込者 漢字 **6**

組合名 漢字 **日本繊維労働組合**

電話番号 **0 3 - 3 2 8 8 - 3 5 3 3**

組合長・執行委員長名 **繊維 一郎**

担当者名 **共済 太郎** 役職名 **書記長**

加入年月日 **2022** 年 **3** 月 **1** 日

加入コース G-3 G-5 G-10 G-15 G-20

加入総人員数 **123** 名 (内、有配偶者数 **45** 名)

注意事項 新規加入・加入コースの変更時は、直近の「予算書記載の組織人員の(写)」を必ず添えてご提出ください。
 追加加入・変更の場合には、下記の「預金口座振替依頼書」の記入は不要です。

金融機関提出用 **預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収 加)**

組合コード **1 2 3 4 5 6 7 8 9 0** 申込日 **2 0 2 2** 年 **1** 月 **1 5** 日

指定口座 **ゆうちょ銀行 1 6 6 3 0 9 9 0 0 1**

金融機関名 **日本繊維労働組合**

金融機関お届け印 (サイン)

振替日・払込日 **毎月12日**

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をご押印ください。
預金者名は、組合名義とします。

預金口座振替規定 ゆうちょ銀行は除く(注1)

- 貴行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。
(注1) ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込規定が適用されます。詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。

必ず加入総人員数
をご記入くださ
い。
※追加加入・中途
脱退の場合は、変
更後の加入総人
員数をご記入く
ださい。

必ず押印くださ
い。(組合公印)

必ず選択し○印を
ご記入ください。

必ず添付してくだ
さい。

必ずご記入くださ
い。

金融機関届出印
を押印してくだ
さい。

個人情報の取扱いに関するご案内

UAゼンセン福祉共済互助会は、加入申込書に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)をグループ生命共済に関する加入者の確認、加入者からの照会・応答、共済金・見舞金請求への対応および支払いに必要な範囲内で、適正に利用させていただきます。また、所属組合が行う各種手続きのために所属組合に本加入情報を提供いたします。加入申込者は、個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意ください。

グループ生命共済 加入申込書 兼 口座振替依頼書

UAゼンセン福祉共済互助会 御中

下記の内容が事実と相違ないことを確認し申し込みます。

加入
区分

新規加入

追加加入

中途脱退

契約内容変更

組合コード

部門名

組合記入欄

郵便番号	49	51	52	55	記入日	年	月	日	
住	カナ	56							145
	漢字	116							
お 所	カナ							115	
	漢字	146							175
組 合 者	カナ	176							
	漢字	206							235
組 合 名	カナ							205	
	漢字	236							265
電話番号	266							277	

組合長・ 執行委員長名								確認 印
担当者名				役職名				
加入年月日	年	月	日					
加入コース	G-3	G-5	G-10	G-15	G-20			
加入総人員数	名 (内、有配偶者数 名)							

注意事項

- 新規加入・加入コースの変更時は、直近の「予算書記載の組織人員の(写)」を必ず添えてご提出ください。
- 追加加入・変更の場合には、下記の「預金口座振替依頼書」の記入は不要です。

金融機関 提出用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収 加)

契約者および預金者は、預金口座振替の方法により収納代行会社、明治安田収納ビジネスサービス株式会社 (MBS) を通じて行うこととしたいので、預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。

銀行
信用金庫
信用組合
労働金庫
農協
漁協

H1113A3(510)086
御中 1 45 年 月 日 12 13 2 3 2 1 2 0 1 2 2 0 2 6 0 0 0 9 0 0 22

捨印

印

不備返却事由

- | | |
|-----------|----------|
| 1 預金取引なし | 3 印鑑相違 |
| 2 記載事項等相違 | 4 印鑑不鮮明 |
| ア. 金融機関番号 | 5 該当口座なし |
| イ. 店名 | 6 口座解約済 |
| ウ. 店番 | 7 その他事由 |
| エ. 預金種目 | |
| オ. 口座番号 | |
| カ. 口座名義 | |
- 字体相違、代表者名漏れを含む

【お願い】この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が送付された場合、記載内容に不備がありましたら、上記該当項目に○印を付けて明治安田収納ビジネスサービス株式会社 (MBS) へ至意ご返送ください。

〒135-8385 東京都江東区東陽2-2-20
東陽駅前ビル10階 TEL03-3615-3127

検印	印鑑照合
受付印・取扱店日附印	

グループ生命共済

組合コード	23	32	申込日	年	月	日	収納代行会社	明治安田収納ビジネスサービス株式会社			
指定口座	ゆうちょ銀行	種目コード	1 6 6 3 0	契約種別コード	458	460	記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	※	461	番号 (右つめでご記入ください)	467
		金融機関番号	289	店舗番号	293	預金種目	296	口座番号 (右つめでご記入ください)	297	303	
金融機関用欄	払込先口座番号	00140-5-120363	払込先加入者名	明治安田収納ビジネスサービス株式会社	払込金の種別	集金	30	333			
預金者名	カナ	304	漢字		金融機関お届け印 (サイン)	振替日・払込日	毎月12日	当日が休業日の場合は翌営業日			

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印 (サイン) をご押印ください。
預金者名は、組合名義とします。

預金口座振替規定 ゆうちょ銀行は除く (注1)

- 貴行 (金庫・組合) に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
 - 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額 (当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む) をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
 - この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
 - この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。
- 〈注1〉 ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。